

## 重要物品の耐用年数に係る基準

江戸川区財務諸表作成事務取扱要綱(平成27年4月1日付け区長決裁)第14条第4項で定める重要物品の耐用年数に係る基準については、別表「重要物品の耐用年数表」によるものとする。

なお、重要物品のうち動物については、減価償却を行わないこととし、耐用年数は設けないものとする。

付 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 重要物品(備品)の耐用年数表(区長部局)

類別名称	種別名称	物品名称	耐用年数
事務用機器類	机類	主として金属製のもの	15
		金属製以外のもの	8
	テーブル類	主として金属製のもの	15
		金属製以外のもの	8
	イス類	主として金属製のもの	15
		金属製以外のもの	8
	棚類	陳列だな及び陳列ケースで冷蔵機付でないもの	8
		上記以外のもので、主として金属製のもの	15
		上記以外のもので、金属製以外のもの	8
	台類	陳列だな及び陳列ケースで冷蔵機付でないもの	8
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	箱庫類	金庫	20
		キャビネットで主として金属製のもの	15
		キャビネットで金属製以外のもの	8
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	架立掛類	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	事務用器具類	謄写機器及びタイプライターで、孔版印刷又は印書業用以外のもの	5
複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの		5	
上記以外の事務用機器		5	
OA機器類	パーソナルコンピュータ(サーバー用を除く)	4	
	パーソナルコンピュータ(サーバー用)	5	
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10	
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5	
標本模型類	模型	2	
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10	
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5	
電気・通信機器類	電気機器類	主として金属製のもの	15
		金属製以外のもの	8
	通信機器類	インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備	6
		上記以外の通信機器	10
	音響機器類	アンテナ	10
		インターホーン及び放送用設備	6
		上記以外の音響機器	5

## 重要物品(備品)の耐用年数表(区長部局)

類別名称	種別名称	物品名称	耐用年数
	照明機器類	看板、ネオンサイン及び気球	3
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	冷暖房機器類	エアーカーテン	12
		冷房用又は暖房用機器	6
厨房機器類	厨房機器類	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		陳列だな及び陳列ケースで冷蔵機付のもの	6
		上記以外のもので、主として陶磁器製又はガラス製のもの	2
		上記以外のもので、陶磁器製又はガラス製以外のもの	5
防災・清掃機器類	防災機器類	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	清掃機器類	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
精密機械・計測器類	写真光学機器類	映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコード	2
		オペラグラス	2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	縫製機器類	主として金属製のもの	15
		金属製以外のもの	8
	試験測定機器類	試験又は測定機器	5
運輸・運搬機器類	車両機器類	乗合自動車	5
		二輪又は三輪自動車	3
		軽自動車	4
		軽自動車以外で貨物自動車	5
		軽自動車以外で貨物自動車でない車両	6
		特殊自動車	4
	その他の運搬機器類	自転車	2
		除雪車	4
		上記以外のもので、自走能力を有するもの	7
		上記以外のもので、自走能力を有しないもの	4
		鋼船	12
		鋼船以外の船舶	5
	運輸運搬用器具類	自走能力を有するもの	7
		自走能力を有しないもの	4
工事・工作機器類	工事用機器類	切削工具	2
		上記以外の工具	3

## 重要物品(備品)の耐用年数表(区長部局)

類別名称	種別名称	物品名称	耐用年数
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	工作機器類	切削工具	2
		上記以外の工具	3
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
医療機器類	医療保健機器類	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		歯科診療用ユニット	7
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器で移動式のもの	4
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器で移動式でないもの	6
		上記以外のもので、陶磁器製又はガラス製のもの	3
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
教育・保育機器類	教育機器類(理科)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(算数・数学)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(外国語)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(美術)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(家庭)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(技術)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	教育機器類(体育)	スポーツ具	3
		試験又は測定機器	5
		鋼船以外の船舶	5
	教育機器類(音楽)	楽器	5
	教育機器類(その他の教材)	主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
	保育器具類	スポーツ具	3
		主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5
舞台・装飾等器具類	舞台器具類	どんちょう及び幕	5
		主として金属製のもの	10
		金属製以外のもの	5

## 重要物品(備品)の耐用年数表(区長部局)

類別名称	種別名称	物品名称	耐用年数
	装飾器具類	美術品・骨董品は減価償却対象外	0
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物	6
		上記以外のもので、主として金属製のもの	15
		上記以外のもので、金属製以外のもの	8
	標示器具類	時計	10
		看板、ネオンサイン及び気球	3
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
	寝具類	ベッド	8
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	雑具類	自動販売機(手動のものを含む。)	5
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5
		ポンベ	6
		運搬具	4
		たまつき用具	8
		上記以外のもので、主として金属製のもの	10
		上記以外のもので、金属製以外のもの	5
その他の動物類	哺乳動物類	動物は減価償却対象外	0
	爬虫類	動物は減価償却対象外	0
	両生類	動物は減価償却対象外	0
	鳥類	動物は減価償却対象外	0
	魚類	動物は減価償却対象外	0
	その他の動物類	動物は減価償却対象外	0

物品名称は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一の細目に基づく

## 重要物品(備品)の耐用年数表(学校)

種別名称	物品名称	耐用年数
地図・標本・模型類	模型	2
	看板、ネオンサイン及び気球	3
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
説明器具類	主として金属製のもの	10
	金属製以外のもの	5
計測機器類	時計	10
	試験又は測定機器	5
飼育・園芸器具類	主として金属製のもの	10
	金属製以外のもの	5
実験実習器具類	オペラグラス	2
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	試験又は測定機器	5
楽器類	楽器	5
美術器具類	切削工具	2
	上記以外のもので、主として金属製のもの	15
	上記以外のもので、金属製以外のもの	8
体育器具類	スポーツ具	3
工具類	切削工具	2
	上記以外の工具	3
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
情報処理機器類	パーソナルコンピュータ(サーバー用を除く)	4
	パーソナルコンピュータ(サーバー用)	5
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
被服住居器具類	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	主として金属製のもの	15
	金属製以外のもの	8
写真音響映像機器類	アンテナ	10
	インターホーン及び放送用設備	6
	音響機器	5
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の光学機器	8
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
訓練・保育器具類	主として金属製のもの	10
	金属製以外のもの	5

## 重要物品(備品)の耐用年数表(学校)

種別名称	物品名称	耐用年数
保健看護器具類	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	消毒殺菌用機器	4
	自走能力を有するもの運搬具	7
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
厨房器具類	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	陳列だな及び陳列ケースで冷蔵機付のもの	6
	上記以外のもので、主として陶磁器製又はガラス製のもの	2
	上記以外のもので、陶磁器製又はガラス製以外のもの	5
照明器具類	主として金属製のもの	10
	金属製以外のもの	5
車両・運搬器具類	自転車	2
	上記以外のもので、自走能力を有するもの	7
	上記以外のもので、自走能力を有しないもの	4
清掃用具類	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
安全対策器具類	パーソナルコンピュータ(サーバー用を除く)	4
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
冷暖房空調機器類	冷房用又は暖房用機器	6
旗・幕・縫製品類	どんちょう及び幕	5
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
	じゅうたんその他の床用敷物	6
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
黒板・掲示板類	看板、ネオンサイン及び気球	3
机・台類	主として金属製のもの	15
	金属製以外のもの	8
椅子類	主として金属製のもの	15
	金属製以外のもの	8
棚・箱・庫類	金庫	20
	キャビネットで主として金属製のもの	15
	キャビネットで金属製以外のもの	8
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
架・立・掛類	主として金属製のもの	10

## 重要物品(備品)の耐用年数表(学校)

種別名称	物品名称	耐用年数
	金属製以外のもの	5
事務機器類	電話設備	6
	謄写機器及びタイプライターで、孔版印刷又は印書業用以外のもの	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの	5
	上記以外の事務用機器	5
その他	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5
	上記以外のもので、主として金属製のもの	10
	上記以外のもので、金属製以外のもの	5
絵画・書・美術品類	美術品・骨董品は減価償却対象外	0

物品名称は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一の細目に基づく